

平成 2 8 年 9 月

美里町教育委員会臨時会会議録

平成28年9月教育委員会臨時会議

日 時 平成28年9月15日（木曜日）
午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

1番	委員	長	後藤	眞	琴
2番	委員長	職務代行	成澤	明	子
3番	委員		留守	広	行
4番	委員		千葉	菜穂	美
5番	教育	長	佐々木	賢	治

欠席なし

教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	須田	政	好
教育総務課課長補佐	早坂	幸	喜

傍聴者 なし

議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
 - ・協議事項
 - 第 2 美里町いじめ防止等基本方針（案）について
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
 - ・協議事項
 - 第 2 美里町いじめ防止等基本方針（案）について
-

午前9時00分 開会

○委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成28年9月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、早坂教育総務課長補佐が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（後藤眞琴） 「日程第1 会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は3番留守委員、4番千葉委員にお願いします。よろしくお願いします。

協議事項

日程第2 美里町いじめ防止等基本方針（案）について

○委員長（後藤眞琴） それでは、協議事項に入ります。

「日程第2 美里町いじめ防止等基本方針（案）について」を協議します。事務局から説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、事務局から説明をします。

さきにお配りしました美里町いじめ防止等基本方針、その後、委員長と協議をして若干文言修正をしたものが、今日、配布した物でございます。

まず、先にお配りした資料までの作成の経過でございますが、3月の定例会でおむね美里町いじめ防止基本方針の内容について委員会の中で確認をしていただきました。その後、総合教育会議あるいは議会全員協議会等を通しまして御指摘がございまして、次のような点で修正を行っております。

まず、読みやすいように「である」調の文体から「です、ます」調の文体に変えています。それから、単語の使い方をできるだけやさしい、わかりやすい表現に変えたということです。それから、単語のみならず文章の表現についてもできるだけ短く区切って、読みやすく、わかりやすく文章そのものを変えてございます。それから、1ページにあります「はじめに」と「基本的な考え方」を、こちら読みやすい形で、内容には変更ございませんが、書きかえたというところがございます。

それから、大きい変更点は、「美里町いじめ防止基本方針」という名称でございます。このタイトルの中を「いじめ防止等」という「等」を入れることにしたいと思っております。これは、先日全員協議会の中で御指摘もあったのですが、タイトルが「いじめ防止基本方針」であるのに、中のほうはいじめ防止だけでなく、どちらかと

いうと防止以外の部分がかなり多くのウエートを占めているということで、どうも最初に見たこのタイトルと中身を見たときの不具合といいますか、どうも違和感があるという議員からの御意見がございました。それもそのとおりだと思ひまして、「いじめ防止等基本方針」と「等」を入れました。本文中では、主に「いじめの防止等に関する基本的な考え方」とかそのようないじめ防止等という「等」を入れてございますので、タイトルについても入れるということにしたいと思ひます。これが一つ、大きな変更点です。

それから、4ページ目の(2)の美里町いじめ問題対策連絡協議会の構成員でございすが、こちらのほうに民生児童委員も入るべきではないかという議員からの御指摘もございまして、そのとおりだと思ひましたので、民生児童委員、代表の方になります、その方にもいじめ問題対策連絡協議会に入っていたほうがよいと考へてございす。

変更点につきましては、大きな変更点といいますか、3月にお認めいただきました内容について表現等をそれぞれわかりやすく変えたということと、今お話しした2点についての内容変更というところでございす。

これを本日御審議いただきまして、この後、総合教育会議でまた町長と調整協議を行い、最終的には今月いっぱいぐらいで基本方針を決定していきたいと考へてございす。あと、それとあわせまして本日お配りさせていただきました、これも前回お配りしたものと同じものでございすが、いじめ防止等に関する協議会の設置するための条例案でございす。これにつきましても次回の総合教育会議で町長と協議調整を行って、次の議会会議のほうに提案して条例として定めていきたいという考へでございす。

説明は以上で終わります。

○委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。委員各位から質問及び意見をいただきましたと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○教育次長兼教育総務課長(須田政好) すみません。1カ所、また間違い見つけてしまいました。目次の大きな2番目がちょっと1文字ぐらい引っ込んでしまいましたので前に直します。

それから、この大きな2番目、「町、教育委員会が実施する施策」の(1)で「美里町いじめ防止基本方針の策定」とありますが、ここにも「等」を入れ「防止等基本方針」ということで、「防止」の後ろに「等」を入れてください。その部分は入れ忘れましたので修正をお願いします。

昨日お配りしました資料と今日お配りした資料、委員長と協議をしまして、内容的には変わってございせん。ただ、今お話しした2番目の「町、教育委員会が実施する施策」というところ、前までは「町及び教育委員会が実施する施策」とありましたが、こちらを「及び」ではなくて「、」にしました。「町及び教育委員会が」となると2者が実施する施策になりますので、実際は(1)から(4)までは町と教育委員会と一緒に、どちらも実施する施策もありますが、あるいは物によっては町または教育委員会が実施する施策でもございすので、「町及び教育委員会が」と

いう表現は適切でないであろうということで、「町、教育委員会が」という形で少し拡大解釈ができるように表現しているものです。

あと、途中途中で若干の文言等の表現が適切でなかったところを委員長のほうから御指摘を受けて、多少部分的に直しているというところがございます。以上でございます。

○委員長（後藤眞琴） 御意見あるいは質問ありませんか。

これね、議会でこういう質問もありました。この「美里町いじめ防止等基本方針（案）」を策定するに当たって、外部の委員会を設置して、そこで協議して策定してもらうような方法もあったらいいのではないかということ、そういう質問がありましたが、これは教育長、事務局と相談して、この協議会、委員会ですることができるということに判断して策定しましたと答えておいたのですけれども、これ何度も教育長、それから教育次長と何度も結構見直したのですけれども、見直すたびにこうしたほうがいいなというところも出てきて、今、須田次長からお話、説明があったようなことで、今日、最終的なものとして、この考えが出されたということです。考えが出されたといいますが、内容は今までのものとまず変わりはありませんけれども、表現をいろいろ考えましたけれども、至らないところもあるかと思しますので、御意見、御質問をよろしくお願ひします。

○委員長職務代行（成澤明子） やっぱりこういうことは、条例というのはお飾りではなくて、心がけて、万一そういうことが起こった場合の指針になるものだと思いますので、わかりやすい、誰にでもわかるような言い回しでやるという意味でこのように変えていただいたのは、とてもよかったですと思います。

今日は、私、南郷小学校の6年生のところに行って読み聞かせを朝にしましたけれども、そしたら黒板の端っこのところに、今日のドリルはどこまでとか、日直は誰であるとかそういう細々したことが書いてあって、学校に来た子はそれを今日1日でそのことをやって成長するのだけれども、いじめられたりとかして、来られなくなった子どもはそれを、教育を受ける機会、権利というのがない。だから、学校に来るといことはすごく大事なことなのですけれども、それを保証するという意味でもやっぱりこれは生きた条例、基本方針になればいいなと思います。

何だか文字が大きくなったのですかね。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。うちのほうのコピー機が悪いのだと思いますが、コピー機にかけると、同じ場所が伸びた感じになるのです。調子よいときはいいのですけれども。文字が伸びたようになります。最近だよ。

○教育総務課課長補佐（早坂幸喜） いえ、しばらく前からですね。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） 前から出ていましたっけ。

○教育総務課課長補佐（早坂幸喜） なるときとならないときがあって、気づきにくいです。

○委員長職務代行（成澤明子） 目次のところで、2のところが1歩前に出るという。

（1）のところの2番の（1）「美里町いじめ防止」、ここには「等」が入らなくてよいのですか。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。

- 委員長職務代行（成澤明子） あとは、3番の（1）はいいのですか。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここは入らないです。
- 委員長職務代行（成澤明子） 入らなくていいのですか。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい。国の指針では、地方公共団体は「いじめ防止基本方針」なんです。ただし、参酌する内容を見ると、確かに防止だけではなくてその発生した後の早期発見、それからその後の対処等についていろいろ詳しく書くようなマニュアルになっているので、確かに防止基本方針ではタイトルは、そこは「等」がつきます。ただ、国のつくっているその方針は「いじめ防止等」と入れているのです。なぜ国のほうが「等」入っていて地方公共団体には「等」というのが入っていなかったのか、国は「等」を入れない形で地方公共団体に示していますけれども、うちの町としては「等」を入れたほうが適切であろうということで入れていきたいと思います。

あと、学校のほうにつきましては、これは法律に述べられている学校いじめ防止基本方針を学校でつくってくださいということですので、これは学校がつける場合、名称はそれぞれ学校によって「等」をつけたり、つけなかったりは学校のほうの裁量ということになります。ここに載っている段階では法律のものをそのまま使ってきているということなんです。

若干、説明させてもらっていいですか。それでは、大まかな流れですが、このいじめ防止対策推進法というのは平成25年の6月にたしか施行されたと思うのですが、それ以降、それは前の年の皆さん御存じの大津市でのいじめ問題が発端となってできたやつで、このいじめ防止対策推進法を見る限りでは、防止よりはいざ発生したとき、特に重大事件のときの対処方法を重点的に書いているように思います。それにしたがって市町村も今までは学校だけ、あるいは教育委員会と学校だけで終わっていたのですけれども、そうではなくて学校、教育委員会、そして市長部局、うちのほうだと町長部局、この3つの連携した体制をつくりなさいというのが、この趣旨だと思います。

そして、その中核となるのが教育委員会ですから、教育委員会が中核となって学校に対する指導監督というのですか、それを徹底することが一つと、それから何か重大なことがあったらすぐに町長に報告することが今までになかった、法規制があることがあげられます。ですので、組織としては、まず一つは地方公共団体に設置するいじめ問題対策連絡協議会というのを町全体で1つ協議会をつくります。その協議会が全体を総括する形になるのですが、それと同時に中核となる教育委員会としてもいじめ防止対策委員会というのを設置しまして、どちらかというとな幹事的な仕事といいますか、実働部隊として町内のいじめ防止のための機能を果たすというものです。それで、重大事件が発生した場合には、その教育委員会のほうの判断で学校の調査を見て、そしていじめ防止対策委員会のほうに調査をさせて、そしてそれでも町長のほうが全容を解明されていないという場合には、新たに町長のほうで附属機関を設置してさらに再調査をするという流れです。

組織的には、いじめ問題対策連絡協議会をまず設置するということ、それから教育委員会の中に附属機関としていじめ防止対策委員会を設置する、この2つは常時

設置されている状態になっています。それで、重大事件が発生したとき、町長が教育委員会の調査では全容が解明されていない、あるいは疑わしいものがあるという場合には、そのときに必要と認めた場合に再調査機関を設置するという形です。最終的には、この3つの組織を設置するための条例案という形になります。

いじめ問題対策連絡協議会の構成員は、4ページにも書いていますけれども、4ページの3行目ぐらいに「その構成員は」と書いていますけれども、まず学校が中心になりますので、町内9つの小中学校の校長先生全員に入ってもらっております。各学校全員入るということです。それから、あとは教育委員会として入りますけれども、教育委員会としては教育長と青少年教育相談員と、この2人を想定しています。

それから、PTA、これは保護者代表で、小学校のPTA代表、それから中学校のPTAの代表ということになります。それから、児童相談所、法務局、警察署、これは国であったり県であったりの機関ですけれども、これは法律にうたわれています。この3つを入れなさいということで、この3つは国の法律の中に入られた方々をそこに入れます。それから、民生児童委員の代表の方、南郷地区代表と小牛田地域代表の方かなというふうに思っています。あるいは、もうお1人なんとか。それから、町の職員として子ども家庭課と健康福祉課から入っていただくかなというふうに思っています。

その他専門的な知識及び経験を有する第三者としては、必要に応じては県の中央保健事務所の先生方の代表の方、あるいは古川の福祉事務所の代表の方という形で、総勢20人程度と、20人以内という形で、条例はそのような内容でつくってございます。

あと、(3)のその下の教育委員会の附属機関は、教育委員会としての、どちらかという実働部隊ですので、余り人数が多過ぎると動きづらくなりますから、こちらは12名程度というふうに考えています。学校の先生方は、小中学校のそれぞれの代表というふうに思われます。それから、PTAについても小中の代表の方、それから児童相談所と警察署については、先ほどの連絡協議会と重複すると思います。それから、子ども家庭課と健康福祉課の職員という形で、12名程度と。こちらのほうについては、すぐに動ける人たちにしていきたいというふうに思っています。

先ほどのいじめ問題対策連絡協議会のほうは、これは町長部局のほうに設置する形になりますので、事務局は子ども家庭課。それから、教育委員会の附属機関は教育総務課で事務局を担うものです。

これは、条例が制定され次第、すぐに設置して、第1回目の会議を開いていきたいというふうに思っています。

会議の開催頻度ですが、いずれも学期ごとに1回ずつは最低開かなくてはならないだろうと。教育委員会の附属機関のいじめ防止対策委員会については、必要に応じて開催していくと思っています。その「必要に応じて」というのは、毎月の教育委員会、定例会で報告されている内容に調べる必要があるという場合には、いじめの防止対策委員会をすぐ開くという形で考えています。

あと、いじめ防止の啓蒙啓発を行うというふうにこの基本方針に書いていますの

で、1年に1回何らかの形でそういったイベントといいますか講演会といいますか、研修会等は定期的に開催しなくちゃいけないだろうなというふうに思っていますし、それから何か印刷物等による周知もこれから図っていかなくちゃいけないかなというふうに思っています。

議会全員協議会で出た意見で結構多かったというか、お2人か3人かの意見では、いじめた児童生徒に対するケアはどうなっているのですかと言われましたけれども、この中には具体的には書いてごさいません。調べるものを調べて、きちっとした毅然とした態度で指導していくというふうには書いてはいますが、その背景とかを探ってどうのこうのと出たのですけれども、なかなか難しい問題で回答はできませんでしたが、それも必要ですけれども、何よりもかによりも再発させないということで、発生したときの迅速な対応とそしてきちんとした調査と情報の提供と、そこをしっかりとできる体制をつくるということが最初だと思いますので。

- 委員長（後藤眞琴） 教育長、この学校いじめ防止基本方針というのを各学校でつくって、それでそれにのっとって委員会みたいのをつくって、もう実際にずっと前からやっているわけですね。
- 教育長（佐々木賢治） そうですね。学校では、それぞれ名前が微妙に違うところはありますけれども、問題行動等対策委員会とか、あるいはいじめなど防止対策委員会とか。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここになれば持ってきますか。
- 教育長（佐々木賢治） 毎月1回、大体平均して月1回職員会議ありますが、この定例会の中で生徒指導に関する議題というのを必ず設けます。そのときにそういったいじめとか問題、生徒指導上の問題行動等について職員会議で協議をしています。もちろんいじめ等が発生した場合は臨時に、これは情報を共有化するために、すぐそういった組織の中で協議を行います。それから、同じ名称でいわゆる外部の方々の中に入って、PTAとか民生児童委員とか、場合によっては警察署のほう、情報交換のときは大体ほとんどの方が入りますけれども、年に1回あるいは2回ぐらい実施しています。
- 委員長（後藤眞琴） 毎月、定例会で僕たちにいじめの報告があるのは、そういうその学校でいじめ防止基本方針に基づいて組織をつくって、そこで検討した結果がこうこうだという形で僕たちに報告されているわけですね。
- 教育長（佐々木賢治） そうです。学校として担任なり関係教育関係者からこういうふうに報告してもらって、学校としてこういうふうにやっていきましょう、この部分については保護者あるいは子供同士で話し合いをし、解消しました。ただ解消したと言っても、いつまた再発するかもしれませんので、その辺は危機意識をもって観察を継続して行いましょうとそういった方針ですね。

それから、発生した場合のいじめた側のその後の対応ということで、今次長からお話ありましたが、この中では懲戒という言葉を使っています。懲戒と出席停止、これについて議会全員協議会で説明しましたが、懲戒というのはその学校の中で個別に指導したり、場合によっては作文を書かせたりいろんなやり方がございます。体罰ではありません。懲戒という、厳しく、懲らしめるという言い方はあれですが、

注意喚起を促す。それで、出席停止はその後の一番重いと言ったらあれですが、これは教育委員会で学校からこういう事案が出たので、相談があった場合、教育委員会で協議をして、この子供は何日から何日まで出席停止したほうが良いと判断した場合、その出停を決めるのは教育委員会であります。もちろんこれは保護者の理解、協力も必要ですし、それから出停という判断をした場合、その子供の学習、学業の保障といえますか、これは当然家庭での学習、教員が学習計画を立てて指導する。そこまでやるのが出停です。そういった説明をしました。

あともう一つ、次長とちょっと詰める、情報交換がちょっとあれだったのですが、7ページの家庭の役割、それから8ページの地域への役割、この部分についてはほかにはないです。県も国も。それで、美里町ではこれを入れましょうということを教育委員会で検討して入れたわけですが、7ページの保護者の責務の、そこに2行ありますけれども、1行目、保護者は子供の教育について第一義的責任を有していますと。議員から、第一義的責任ってどういう、ちょっと難しいのではないかと、その言葉ですね。これを要するに町民の方が読みますので、先ほど成澤委員が言われたように誰が見てもわかりやすい表現が良いのではないということで、「参酌」という言葉も「参考」に直してもらっていますが、その「第一義的責任」という言葉を訂正したいと思いますが、何かいい・・・・・・。

- 委員長職務代行（成澤明子） 変えようがないのではないかしら、これは。
- 教育長（佐々木賢治） 議会全員協議会で私ね、ちょっと表現を変えますと言った記憶があるのですが、子どもの教育についてはまず一番目に責任があるのは親ですよと、それを言いたいのですが、そのいわゆる全ての家庭教育ですね。特に、2行目以降は、いじめは決して許されないというそういった意識づける責任がありますよと。第一義的・・・・・・。
- 委員長職務代行（成澤明子） まず、「子どもの教育についてはまず責任を持っています」とか、それじゃ余り簡単過ぎる。
- 教育長（佐々木賢治） まるっきり取るのもちょっとあれだなと思って。
- 委員長（後藤眞琴） 大丈夫でないかな。検討した結果ね。これ以上の適切な表現が見つからなかった。
- 委員長職務代行（成澤明子） そう思います。
- 委員長（後藤眞琴） ということで、ではそのままでいいですか。大丈夫だろうと思いますけれども、どうですか。
- 教育長（佐々木賢治） どこかの自治体のものを引用させてもらったのですが。
- 委員長職務代行（成澤明子） あと、やっぱりいじめられた子供に対することが大半を占めているのですけれども、いじめた側の子供も完成された、成熟した人間ではなくて、これから進歩したり成長していったりする子供なので、教育ということが大事になってくると思うのですけれども、それを例えば11ページの児童生徒による保護者の支援等という一番下のほうで、関係のあった児童生徒が深く傷つき、他の児童生徒や保護者にも不安や動揺が広がった場合にこうしますよということが触れられているので、この関係のあった児童の中に危害を加えたりした児童も入っていると思いますので、いいのかなと思いました。

あと、いいですか。

○委員長（後藤眞琴） どうぞ。

○委員長職務代行（成澤明子） いろいろなところに「いたします」というのと「します」とか、あと「まいります」とかという言葉があるのですが、例えば今の11ページだったら（2）の1番の一番下のほうですよ。「説明することといたします」となっていますよね。上のほうの字は「します」とか「実施します」なので、どうでしょうか。

あと、5ページだと⑧「児童生徒保護者に周知してまいります」、12番も一番アの下のように「指導してまいります」、「指導します」「指導してまいります」

○委員長（後藤眞琴） これは「指導していきます」とかね。

○委員長職務代行（成澤明子） あと、4ページの（3）の中ほどに「中立性を確保するとともに、より適正な対応に努めていくことといたします」となっています。

○委員長（後藤眞琴） この点は、教育長どうですか。

○委員長職務代行（成澤明子） 「努めていきます」と「努めていくことといたします」と。

○委員長（後藤眞琴） その点、「いきます」と「することといたします」という部分、教育長と教育次長と僕との3人で協議したのですが、「努めていきます」を「努めていくことといたします」としてよいのでないかというその理由、何でしたっけ。「努めていきます」を「努めていくことといたします」ということでいいのでないか、そのことだけを覚えていて、理由は……、今思い出します。何でしたか。その点は話題になった。

その「まいります」という表現は僕もちよっと気になっていて、2カ所ほどあったのですが、それは協議したときに言い忘れてしまいました。「まいります」は「何々していきます」でいいのでないか、そのほうがいいかなと思うのですが、でも、「何々することといたします」という……。

ちょっと思い出せません。7ページ目の④情報モラル教育の充実、その前のところに「校長より教員、児童生徒がいじめを行っている場合などで教育上必要があると認めるときは学校教育法第1条の規定に基づき適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとします」と。これ、僕のそのときの理解で、説明はしなかったけれどもこれでいいのでないかと思ったのは、「懲戒を加えるものとします」というのを「加えます」とやりますと、このときには必ず懲戒を加えるのだというふうな意味になってきて、「懲戒を加えるものとします」となるともうちょっと、加えない場合もありますよという含みがあるのではないかと理解をしまして、こういう表現でいいのでないかなと思いました。

この「まいります」のところは2カ所、多分あったかと思うのですが。

○委員長職務代行（成澤明子） 3ページにもあります。

○教育長（佐々木賢治） 委員長、ちょっといいですか。そろえたほうがいいのかということだと思います。私も。「します」と「いたします」だと物すごく丁寧なのかなと。内容によって「いたします」、この部分は「いたします」、この部分は「します」というのは線引きが非常に難しいので、統一して、例えば今見ていながら、3ペー

ジの一番上、「体制を整備します」と「いた」をとる。ちょっと私の案なのですが。それから、その下のほうの「まいります」という、「連携して対処してまいります」、「対処していきます」ですか。対処していくということですね。こういうふうに統一したらどうですかね。ちょっと見逃さないように皆さんで見ていただいて、4ページ、私じゃあ言わせていただきます。4ページの(3)の真ん中あたり、「より適正な対応に努めていくことといたします」が「いくこととします」と。それから、5ページの先ほど指摘ありました上のほう、六、七行目あたり、「児童生徒・保護者に周知してまいります」を「周知していきます」と。それから、その下のほうの⑫のア「指導してまいります」。これを「指導していきます」

そこまで見たのですが、先ほど成澤委員が言ったの、それ以外にないですかね。

- 委員長職務代行（成澤明子） 3ページにもあります。
- 委員長（後藤真琴） 3ページ。
- 委員長職務代行（成澤明子） 3ページの③いじめへの対処のところ、下のほうの「警察等の関係機関と連携して対処してまいります」。
- 委員長（後藤真琴） ああ、そうですね。「適正に対処してまいります」、これ③のそこね。
- 教育総務課長補佐（早坂幸喜） ③に「まいります」が2つあります。
- 委員長（後藤真琴） 「対処してまいります」のところを「対処していきます」ですね。
- 教育長（佐々木賢治） ああ、上のほうにもあるね。
- 委員長（後藤真琴） あとほか、ありますか。なかなか気がつかない。
- 委員長職務代行（成澤明子） 2ページですけれども、2ページの下から5行目ですが、「ストレス等の要因を鑑み」はいいのでしょうか。突然かたいものをかみ合わせたなという感じがするのですけれども。
- 委員長（後藤真琴） うん、「鑑み」ね。
- 委員長職務代行（成澤明子） もし適切な言葉があれば。
そのページでもう1ついいのでしょうか。上のほうの上から4行目ですけれども、①と出てきています。小さな字で①いじめの定義に係る用語の・・・というところ、この①というのはどういう意味なのでしょう。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここに②ないですね。※印ですね。
- 委員長（後藤真琴） そうですね。気がつきませんでした。
- 委員長職務代行（成澤明子） あと、その四角で囲んだところですが、一番上、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「される」としたほうがいいのか。言われる、される両方。よく猿の格好をしたりとか、その子が嫌なことを身振り、口では言わないのだけれども、やることがあったりするから、言われる、される。
- 委員長（後藤真琴） これね。冷やかしかからかいを言われる、悪口や脅かし、文句を言われる、嫌なことを言われるとそういうふうが続くんでないかと思ひまして、そうすると「からかいをされる」となると・・・・。
- 委員長職務代行（成澤明子） ああ、そうですね。

- 委員長（後藤眞琴） ちょっと。
- 委員長職務代行（成澤明子） 嫌なことだったら「される」でもいいですけどもね。その前のほうだと。
- 委員長（後藤眞琴） 前にもかかってくるので。
- 教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 多分、嫌なことをされるとというのは、下から2番目、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする」と記載があるから、あえてここには入っていないのですね。
- 委員長職務代行（成澤明子） そうですね。
- あと、4ページ（4）の①ですけども、①の最後、「道德教育及び体験活動等の充実に取組ます」というところ、動詞的に使うときは「み」が入るのかなと。5ページの下から2行目の場合は、「取組、早期発見、早期対応」だから、これ名詞的だからこのままでいいのかなと。わからないのですけども、どうなのでしょう。
- 委員長（後藤眞琴） 先ほどのところは「み」を入れておいたほうがいいね。今だったら、「取」のところにも「り」入れたいね。
- 教育総務課課長補佐（早坂幸喜） 「り」が入りますね。
- 委員長職務代行（成澤明子） ああ、そうですか。
- 委員長（後藤眞琴） これ、じゃあ「取組ます」の「取」という字の後に「り」という送り仮名、しますか。あと、ほかも入れておいたほうがいい。どこかにありましたね。
- 教育長（佐々木賢治） 「り」と「み」が入るのは、今の①のような使い方するときには入りますね。「取り組みます」という。それ以外の「取り組み」は、またちょっと微妙に違うと思うのですけどもね。
- 委員長（後藤眞琴） 内容の言葉遣い、それから内容についてはどうですか。こういうものを足しておいたほうがいいのではないかとか。
- 委員長職務代行（成澤明子） 1ページの基本理念のところは、これを読んだら大事にしているのだなという感じがぐっと伝わってきて、とてもよいと思いながら読ませていただきました。
- 3行目の「広い社会へ飛び発つ」という場合は、慣用句としては「発つ」かなだと思って。実際、出発するので「発つ」かなだと思いますが。「広い社会へ飛びたっていける環境をつくる」は、これは平仮名かなと思うのですが。
- 教育長（佐々木賢治） 11ページ、見つけました。上の段落のほうです。①の再調査、後半「説明することといたします」、それをどういうふうにしますかね。「説明することにします」ですかね。「いたします」を「することにします」に。
- 委員長職務代行（成澤明子） ②の3行目もそうですよね。「必要な措置を講ずるものと」……。
- 教育長（佐々木賢治） じゃあ、委員長、いいでしょうか。もし文言訂正、これでいいとなれば、ありがとうございます。これで1回、訂正等について終わっていただいて、今後のこれの取り扱いといいますか、議会全員協議会で指摘されたことを直して、ここで確認をして、最終的にどういうふうにもっていくか、ちょっと次長のほうから今後の方向と最終決定までの提案というのを説明させていただいて

いいでしょうか。

○委員長（後藤眞琴） それでは、内容についてはもうこれでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員長（後藤眞琴） もし、また字句の訂正等がありましたら、訂正させていただきます。

○教育長（佐々木賢治） 「てにをは」についてですね。

○委員長（後藤眞琴） 内容はこのままにして、あとはその他について訂正する場合もあるかもしれませんので、その節は教育長、教育次長並びに委員長にお任せいただいてよろしいでしょうかね。では、そのようにいたします。

じゃあ、次に今後の予定ですか。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） これ、先ほどもお話ししましたが、まずこれの美里町いじめ防止等基本方針については、もう一度総合教育会議で町長と調整協議をさせていただきたいと思います。それで、この会議が終わりましたら、町長のほうに総合教育会議の開催依頼を出したいと思います。実は、事務局同士といえますか、向こうの総務課と協議していて、後ほど事務局から今月の定例会の開始時間と会場の変更をお願いすると思うのですが、その終了後に町長のほうで時間をとっていただいていますので、9月27日に教育委員会終了後に総合教育会議を開いていただいて、このいじめ防止等基本方針の総合教育会議での調整の終了というふうにもっていききたいというふうに思います。それを受けて、今月、翌28日の日付で町長のほうから決済をいただきまして、確定したいというふうに思います。

これが決まりますと、ここに書いていますように、いじめ問題対策連絡協議会を立ち上げなくてはいけないと。それから、教育委員会の附属機関であるいじめ防止対策委員会を立ち上げなくてはいけないということで、そのために必要な条例を議会のほうに上程します。これは、通年議会で議会は開いてくれと言えはすぐには開けるのですけれども、ただこれ1件だけで開くということも、早いほうがいいのですけれども、現状では、特別に緊急性のあるものではございませんので、ほかの案件等も見ながら、議会の開催はお願いしたいと思っています。少なくとも12月には定例会議が開かれますので、12月までには議会で審議していただくと思います。これが可決されてその日にすぐ交付するという形になれば、すぐにでもこの2つのいじめ問題対策連絡協議会と、いじめ防止対策委員会についてはすぐに設置をする、立ち上げのための委員の選考、そして設置のための準備を進めて会議を開きたいと思っています。

基本方針については、今月をめどに。それから、この組織については遅くとも年内中には設置したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○委員長（後藤眞琴） 今の説明について何か御質問等ございますか。よろしいですね。では、そのようにお願いします。

あとは・・・・。

○教育長（佐々木賢治） 委員長、すみません。今、次長からお話、お願ひがありました総合教育会議の日程ですが、9月27日、教育委員会定例会を予定していますが、けれども、それ終わって移動してから。

では、その辺、具体的なことを次長、今日、初めてですよ。その話。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうですね。

○教育総務課課長補佐（早坂幸喜）　では、事務局のほうからただいまの総合教育会議を絡めまして、教育委員会の定例会の日程についてお話をさせていただきます。

前回の定例会の際に、日程のほうについては9月27日の13時30分からこの場所であるということで調整が済んでおりますけれども、先ほど次長のほうからお話がありましたとおり、総合教育会議も同じ日に行いたいということでございます。そのために、時間と場所を変更させていただきたいと思っております。時間のほうを13時から、30分早めまして13時ちょうどから、場所のほうを本庁舎の3階会議室で行わせていただきたいと思います。30分早めますので、15時30分前に委員会のほうを終えまして、そこから終わり次第、総合教育会議、今後の調整になりますけれども、そちらに移行をしたいということで、17時前後にはどちらの会議も終えられるような形にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤眞琴）　今の説明でいかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員　「はい」の声あり

○委員長（後藤眞琴）　それでは、教育委員会の定例会を1時から本庁舎会議室で。

その後、これ4時ぐらいまでには終わらせて、その後、総合教育会議というふうにいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

ほか、何かございませんか。

何かございますか。

○各委員　「なし」の声あり

○委員長（後藤眞琴）　それでは、本件の協議を終結いたします。

なお、本件につきましては単に教育委員会の構成員としてではなく、今お話しありましたように、美里町としてのいじめ防止等に関する基本方針と今後美里町総合教育会議において協議いただくよう町長にお願いする予定でありますので、御承知おき願います。

これで本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって平成28年9月教育委員会臨時会議を閉会いたします。

どうもありがとうございます。

午後2時34分　閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課　早坂幸喜が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年11月24日

署 名 委 員

署 名 委 員
